

<安全対策基礎データ>

コモロ

●犯罪発生状況，防犯対策

(1) 外国人を特定して狙った犯罪被害は報じられていませんが，長引く貧困問題を背景とし，スリ・ひったくり・強盗等の一般犯罪は後を絶たず発生していますので，外出の際には，バッグ類を常に目の届く位置（体の前）に持つようにするなど十分注意する必要があります。

政治集会，デモ等に巻き込まれる可能性も否定できないため，大勢の人が集まる場所へは立ち入らないことが賢明です。

観光地としての設備はほとんどなく，電話回線等の通信手段も信頼性が低いため，緊急時の連絡に不安があります。

(2) これまでに，コモロにおいて日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていませんが，近年，シリア，チュニジア及びバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件や，英国，フランス，ドイツ，ベルギー，トルコ，インドネシア，フィリピン等，日本人の渡航者が多い国でもテロ事件が多数発生しています。このように，世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか，これらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており，日本人・日本の権益が標的となり，テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して，誘拐，脅迫，テロ等に遭わないよう，また，巻き込まれることがないように，海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め，日頃から危機管理意識を持つとともに，状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

●査証，出入国審査等

（手続きや規則に関する最新の情報についてはコモロ当局に確認してください。）

1. 査証

入国にあたり，査証の取得が必要です。日本をはじめ，コモロの在外公館が設置されていない国から直接入国する場合は，到着地の空港で査証を取得することができます。査証手数料は，滞在目的，滞在期間に応じて徴収されます。また，日本においては，駐日セネガル共和国大使館から査証を発給することもできます。（詳

細につきましては、駐日セネガル共和国大使館（電話：03-3464-8451）にお問い合わせください。）

2. 出入国審査

入国審査前に入国カードを記入する必要があります。また、黄熱の汚染地域に渡航歴のある入国者は、入国の際に黄熱予防接種証明（イエローカード）の提示が必要となる場合があります。

3. 外貨申告

5,000 ユーロ相当以上の外貨を持ち込む又は持ち出す場合には申告が必要です。

4. 通関

タバコ、酒類は無税で持込みが可能です。申告が必要です。

●滞在時の留意事項

常に各種メディアを通じて最新情報の入手を心がけるとともに、集会・デモ等に遭遇した際は近づかないようにしてください。また、夜間の外出は可能な限り避けた方が安全です。

コモロには日本国大使館がないため、緊急連絡等は在マダガスカル日本国大使館までお願いします。

1. 旅行制限

特にありません。

2. 写真撮影の制限

政府関連施設、治安機関関連施設、空港、港湾等の撮影は禁止されています。

3. 交通事情

道路は右側通行です。一般に市街地の道路は舗装されていますが、郊外には舗装されていない箇所が多くあります。また、全般に道幅は狭く、夜間の照明設備はほとんどありませんので、自動車の運転は避けた方が安全です。

4. 子の居所の移動

配偶者（離婚後の元配偶者含む）の同意なく子を日本に連れ帰る場合、犯罪とされる可能性があるため注意が必要です。

5. 在留届

現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在マダガスカル日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、又は日本への帰国や他国に転居する（一時的な旅行を除く）際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム（ORR ネット、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>）による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、最寄りの在外公館まで送付してください。

6. 「たびレジ」

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録をお願いします

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。「たびレジ」に渡航期間・滞在先・連絡先等を登録すると、滞在先の最新の安全情報がメールで届き、緊急時には在外公館からの連絡を受けることができます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

●風俗、習慣、健康等

1. 病気

（1）マラリア、チクングニア熱、デング熱など

コモロ諸島ではマラリアが通年流行しています。マラリアの中でも危険性の高い熱帯熱マラリアが90%を占めているため、治療が遅れると生命に関わる場合がありますので注意が必要です。病原体であるマラリア原虫は、蚊（ハマダラカ）が媒介となります。また、コモロ諸島で流行がしばしば報告されているマラリア以外の蚊を媒介とする感染症としては、チクングニア熱、デング熱などもあります。これらの感染症の予防には、まず防蚊対策が重要です。外出の際は、なるべく長袖・長ズボンを着用するなど肌の露出を控え、防虫剤を使用すること等をお勧めします。また、寝室では蚊帳や電気蚊取り器などを使用し、室内の蚊の駆除につとめましょう。停電が多いので、電気蚊取り器は電池式のものを日本から持参されると役立ちます。同国に10日間以上滞在する場合には、抗マラリア薬の服用による予防も有効ですが、必ず事前に専門医に相談してください。

（2）コレラ及び感染性胃腸炎など

コモロでは、コレラが流行することがあります。下痢・嘔吐を主症状とする感染性胃腸炎や腸管寄生虫症も頻繁にみられます。コレラをはじめとするこれらの消化器感染症は経口感染するため、常に以下の注意が必要です。

ア 生水は飲まず市販のミネラルウォーターか煮沸した水を飲用する。信頼の置けるホテルやレストラン以外では氷水にも注意する。

イ 食事は、信頼のおけるホテルやレストランでとり、生野菜・生果物、半煮えや生焼けの肉・魚を摂取しない。

ウ 手洗いを頻繁に励行する。

なお、HIV感染症・AIDSのコモロ国内での感染比率は低いとされていますが、性的接触には十分に注意する必要があります。

2. 予防接種

義務付けられている予防接種はありませんが、推奨される予防接種等については、厚生労働省検疫所ホームページを参照にしてください。

<http://www.forth.go.jp/>

3. 医療事情

コモロの医療水準は低く、医療施設も未整備です。モロニにある国立病院の集中治療病棟（Centre Hospitalier National El-Maarouf, Réanimation, Tel:773-1356）及び民間のクリニック（Clinique SALAMA, Tel:773-3022）は、とりあえずの治療に利用できます。重症の疾病やケガの場合は、近隣の医療先進国（仏領レユニオン島、南アフリカ）への移送が必要となりますので、緊急移送サービス等を含む十分な補償内容の海外旅行保険等に加入しておくことが必要です。

●緊急時の連絡先

◎警察：TEL 17

◎消防：TEL 18

◎在マダガスカル日本国大使館（コモロを兼轄）

TEL：（国番号 261-20）22-493-57（開館時間 08:00～16:45）

（国番号 261-32）07-072-11（閉館時間）

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省内関係課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）（内線）2306

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）（内線）3047

○海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html>（スマートフォン版）

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（モバイル版）

（現地大使館連絡先）

○在マダガスカル日本国大使館（Ambassade du Japon）（コモロを兼轄）

住所：Villa Chrysantheme III Ambohijatovo Analamahitsy Antananarivo
(BP. 3863)

電話：（国番号 261）20-22-493-57

F A X：（国番号 261）20-22-494-94

ホームページ：<http://www.mg.emb-japan.go.jp/j/>